協議第48号

高齢者福祉事業の取扱いについて

高齢者福祉事業の取扱いについて提出する。

平成16年1月22日提出

本荘由利一市七町合併協議会 会長 本荘市長 柳 田 弘

高齢者福祉事業の取扱いについて

- (1)高齢者保健福祉計画については、新市において新たに計画を策定する。 なお、新たな計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ 運用する。
- (2)国又は県が定める制度については、その要綱等に準拠しながらサービスの充実に努める。
- (3)各市町独自の制度については、制度の経緯や従来からの実績を踏まえ、 新市において実施要綱を統一して実施できるよう調整を図る。
- (4)敬老会については、現行を基本とし、新市において調整を図る。
- (5)長寿祝金については、対象年齢及び金額を統一する。

平成 年 月 日確認

本荘由利一市七町合併協議会の調整内容

協 定 項 目 (各種事務事業の取扱い) 高齢者福祉事業の取扱い 高齢者保健福祉計画 老人日常生活用具給付事業 緊急通報システム事業 生きがい活動支援通所事業 はり、きゅう、マッサージ施術費助成事業 高齢者温泉利用サービス事業 敬老事業

調整内容

- 1. 高齢者保健福祉計画については、新市において新たに計画を策定する。なお、新たな計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ 運用する。
- 2. 国又は県が定める制度については、その要綱等に準拠しながらサービスの充実に努める。
- 3.各市町独自の制度については、制度の経緯や従来からの実績を踏まえ、新市において実施要綱を統一して実施できるよう調整を図る。
- 4. 敬老会については、現行を基本とし、新市において調整を図る。
- 5. 長寿祝金については、対象年齢及び金額を統一する。

		各 市 町 の 現	況 (平成15年4月1日現在)	
項 目	本 荘 市	矢島町	岩城町	由利町
高齢者保健福 祉計画	本荘市高齢者保健福祉計画 策定年度 平成14年度 計画期間 平成15~19年度	矢島町高齢者保健福祉計画 策定年度 平成14年度 計画期間 平成15~19年度	岩城町高齢者保健福祉計画 策定年度 平成14年度 計画期間 平成15~19年度	由利町高齢者保健福祉計画 策定年度 平成14年度 計画期間 平成15~19年度
国県補助事業				
老人日常生活 用具給付事業	対象者 おおむね65歳以上の独居老人等 利用者負担額 世帯の所得税額に応じた額 給付用具 電磁調理器、火災警報器、 自動消火器 貸与用具 福祉電話(加入権)	対象者 おおむね65歳以上の独居老人等 利用者負担額 世帯の所得税額に応じた額 給付用具 電磁調理器、火災警報器、 自動消火器 貸与用具 福祉電話(加入権)	対象者 おおむね65歳以上の独居老人等利用者負担額 世帯の所得税額に応じた額 給付用具 電磁調理器、火災警報器、 自動消火器 貸与用具 福祉電話(加入権)	対象者 おおむね65歳以上の独居老人等利用者負担額 世帯の所得税額に応じた額 給付用具 電磁調理器、火災警報器、 自動消火器 貸与用具 福祉電話(加入権)
緊急通報シス テム事業	対象者 65歳以上の独居老人等 方式 セコム 利用者負担額 無料	対象者 65歳以上の独居老人等 方式 NTTシルバーホン 利用者負担額 無料	対象者 独居老人 方式 花ちゃん電話(一般加入電話) 利用者負担額 無料	対象者 老人世帯等 方式 緊急通報あんしんシステム 利用者負担額 無料
生きがい活動 支援通所事業	介護保険の対象にならない在宅高 齢者へのデイサービス 内容 給食、入浴、趣味創作活動等 利用者負担額 1日800円	介護保険の対象にならない在宅高 齢者へのデイサービス 内容 給食、入浴、趣味創作活動等 利用者負担額 1日960円	介護保険の対象にならない在宅高 齢者へのデイサービス 内容 給食、入浴、趣味創作活動等 利用者負担額 1日800円	介護保険の対象にならない在宅高 齢者へのデイサービス 内容 姶食、入浴、趣味創作活動等 利用者負担額 1日1,000円

			況 (平成15年4月1日現在)	
項 目	大 内 町	東由利町	西目町	鳥海町
高齢者保健福 祉計画	大内町高齢者保健福祉計画 策定年度 平成14年度 計画期間 平成15~19年度	東由利町高齢者保健福祉計画 策定年度 平成14年度 計画期間 平成15~19年度	西目町高齢者保健福祉計画 策定年度 平成14年度 計画期間 平成15~19年度	鳥海町老人保健福祉計画 策定年度 平成14年度 計画期間 平成15~19年度
国県補助事業				
老人日常生活用具給付事業	対象者 おおむね65歳以上で、低所得 の独居老人等 利用者負担額 世帯の所得税額に応じた額 給付用具 電磁調理器、火災警報器、 自動消火器 貸与用具 福祉電話(加入権)	対象者 おおむね65歳以上の独居老人等 利用者負担額 世帯の所得税額に応じた額 給付用具 電磁調理器、火災警報器、 自動消火器 貸与用具 福祉電話(加入権)	対象者 おおむね65歳以上の独居老人等 利用者負担額 世帯の所得税額に応じた額 給付用具 電磁調理器、火災警報器、 自動消火器 貸与用具 福祉電話(加入権)	対象者 おおむね65歳以上の独居老人等 利用者負担額 世帯の所得税額に応じた額 給付用具 電磁調理器、火災警報器、 自動消火器 貸与用具 福祉電話(加入権)
緊急通報シス テム事業	対象者 65歳以上の独居老人等 方式 NTTシルバーホン 利用者負担額 無料	対象者 65歳以上の独居老人等 方式 NTTシルバーホン 利用者負担額 月額300円	対象者 65歳以上の独居老人等 方式 NTTシルバーホン 利用者負担額 無料	対象者 65歳以上の独居老人等 方式 NTTシルバーホン 利用者負担額 設置時1,000円
生きがい活動 支援通所事業	介護保険の対象にならない在宅高 齢者へのデイサービス 内容 給食、入浴、趣味創作活動等 利用者負担額 1日700円	介護保険の対象にならない在宅高 齢者へのデイサービス 内容 給食、入浴、趣味創作活動等 利用者負担額 1日850円	介護保険の対象にならない在宅高 齢者へのデイサービス 内容 給食、入浴、趣味創作活動等 利用者負担額 委託料の1割	介護保険の対象にならない在宅高 齢者へのデイサービス 内容 給食、入浴、趣味創作活動等 利用者負担額 1日521円

体 な 調 整 法 的 方

高齢者保健福祉計画

・高齢者保健福祉計画については、新市において新たに計画を策定する。なお、新たな計画が策定されるまでの間は、現計画を新市 に引継ぎ運用する。

老人日常生活用具給付事業 緊急通報システム事業 生きがい活動支援通所事業

- ・国又は県の要綱等に準拠しながら、実施要綱を統一して実施する。
- ・現行のとおり新市に引き継ぎ、新市においてシステムの統一について調整を図る。 ・国又は県の要綱等に準拠しながら、実施要綱を統一して実施する。

1.高齢者保健福祉計画については、	新市において新たに計画を策定する。	なお、	新たな計画が策定されるまでの間は、	現計画を新市に引き継ぎ
運用する。				

2. 国又は県が定める制度については、その要綱等に準拠しながらサービスの充実に努める。

- 3 . 各市町独自の制度については、制度の経緯や従来からの実績を踏まえ、新市において実施要綱を統一して実施できるよう調整を図る。
- 4. 敬老会については、現行を基本とし、新市において調整を図る。 5. 長寿祝金については、対象年齢及び金額を統一する。

調整内容

各市町の現況(平成15年4月1日現在)				
項 目	本 荘 市	矢 島 町	岩城町	由利町
はり、きゅう、 マッサージ施 術費助成事業	対象者 65歳以上の者 助成額 1回1,000円(年間5回以内) 施術所 市長が指定した施術所	なし	なし	対象者 65歳以上の者 助成額 1回1,000円(年間5回以内) 施術所 町長が指定した施術所
高齢者温泉利 用サービス事 業	対象者 65歳以上・身体障害者 利用施設	対象者 70歳以上 利用施設	対象者 65歳以上 利用施設	なし
	利用心設 鶴舞温泉 内容 年1枚の無料券を支給	利用加設 老人福祉センター寿康苑 内容 月3枚の無料券を支給	岩城温泉「港の湯」 内容 入湯税分のみの料金となる利用 券を交付。回数制限なし。	
敬老事業				
敬老会	実施形態 地区婦人会、地域振興会に市が 委託し、地区単位で実施 対象者 75歳以上 内容 式典、アトラクション、祝宴 婦人会が全員に記念品	実施形態 全町一回 対象者 75歳以上 内容 式典、アトラクション、祝宴 社協が記念品贈呈	実施形態 二地区に分けて開催 対象者 75歳以上 内容 式典、アトラクション、祝宴 全員に記念品	実施形態 全町一回 対象者 75歳以上 内容 式典、アトラクション、祝宴
長寿祝金	100歳 在宅者100万円 施設入所者50万円 90歳 2万円 80歳 1万円	100歳 平成15年度50万円 平成16年度30万円 顕彰状・花束 99歳 5万円 (商品券) 90歳 2万5千円(商品券) 88歳 1万5千円(商品券) 80歳 1万円 (商品券) 77歳 5千円(商品券)	100歳 50万円(30年以上定住者) 30万円(上記で施設入所者) 10万円(1年以上定住者) 95歳以上 3万円 90~94歳 2万円 88歳 1万5千円 80歳 1万円 77歳 1万円	100歳 10万円・顕彰状 99歳 5万円 90歳 1万円 88歳 5千円 80歳 記念写真または座布団 77歳 3千円

			況 (平成15年4月1日現在)	
項 目	大 内 町	東由利町	西目町	鳥海町
はり、きゅう、 マッサージ施 術費助成事業	対象者 70歳以上の者 助成額 1回1,000円(年間3回以内) 施術所 町長が指定した施術所	なし	対象者 65歳以上の者 助成額 1回1,000円(年間6回以内) 施術所 町長が指定した施術所	なし
高齢者温泉利 用サービス事 業	対象者 70歳以上・身体障害者 利用施設 町内4温泉施設 内容 年6枚の200円割引券を支給	対象者 70歳以上・65歳以上の身体障害者 利用施設 湯 楽 里 内容 年10枚の無料券を支給	対象者 70歳以上・身体障害者 利用施設 かしわ温泉 内容 本人確認のうえ、300円のところ 200円で回数制限なく利用。	対象者 65歳以上・身体障害者 (老人クラブ加入者の場合60歳以上) 利用施設 鳥 海 荘 内容 本人確認のうえ、入湯税分のみ の料金で回数制限なく利用。
敬老事業				
敬老会	実施形態 全町一回 対象者 75歳以上 内容 式典、祝宴 社協が全員に記念品	実施形態 全町一回 対象者 70歳と75歳以上 内容 式典、アトラクション、祝宴 全員に記念品	実施形態 全町一回 対象者 75歳以上 内容 式典、アトラクション、祝宴	実施形態 全町一回 対象者 73歳以上 (平成17年はり75歳以上) 内容 式典、アトラクション、祝宴 全員に記念品
長寿祝金	100歳 50万円・祝い状 99歳 7万円・記念品 90歳 5万円・記念品 88歳 3万円・記念品 80歳 記念品 77歳 記念品	101歳以上 5万円 100歳 50万円・祝い状 95歳 5万円 90歳 3万円 87歳 1万円 80歳 記念写真・記念品	101歳以上 町長の定める額 100歳 15年度70万円 16年度50万円 (定住期間別支給割合有り) 顕彰状・花束 99歳 10万円 95歳 5万円 90歳 2万円 85歳 1万5千円 80歳 1万円 75歳 5千円	100歳 50万円・祝い状・額縁 90歳以上 1万円 80~89歳 7千円 88歳 記念品 80歳 記念品 77歳 5千円・記念品

調 整方 法 な

はり、きゅう、マッサージ 施術費助成事業 高齢者温泉利用サービス事業 敬老会長寿祝金

- ・新市において、実施要綱を統一して実施する。
- ・新市において、実施要綱を統一して実施する。 ・現行を基本とし、新市において実施内容等の調整を図る。 ・長寿祝金は、対象年齢及び金額を統一する。